

岡山市朝鮮人児童援護補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝鮮人学校在学の児童に対する通学支援のため学校法人 岡山朝鮮学園 岡山朝鮮初中級学校教育会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、学校法人 岡山朝鮮学園 岡山朝鮮初中級学校教育会に在学している、岡山市に住所を有する児童に対する通学支援に係る事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、学校法人 岡山朝鮮学園 岡山朝鮮初中級学校教育会とする。

2 前項の規定にかかわらず、規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していない者は、補助事業者としない。

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、消耗品費、燃料費とする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、前条に定める補助対象経費に10分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）で、70,000円を上限とする。

(交付申請)

第7条 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年4月末日までとする。

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第8条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月16日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

平成 年度収支予算書

【収入】 (単位：円)

費 目	金 額	内 訳
前年度繰越金		
寄 付 金		
助 成 金		
そ の 他		
補 助 金		岡山市 円
総 合 計		

【支出】 (単位：円)

費 目	金 額	内 訳
消 耗 品 費		
燃 料 費		
印 刷 製 本 費		
光 熱 水 費		
通 信 運 搬 費		
手 数 料		
使用料及び賃借料		
補助対象経費計		
そ の 他		
総 合 計		

※注 収支合計額は一致するように記入して下さい。

(単位:円)

補助対象経費計 A	$A \times 1 / 10$ B (1,000円未満の端数を切捨てた額)	補助限度額 C	補助申請額 (BとCを比較して少ない方の額)
		70,000	

団 体 名

代表者氏名

平成 年度収支決算書

【収入】

(単位：円)

費 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
前年度繰越金			
寄 付 金			
助 成 金			
そ の 他			
補 助 金			岡山市 円
総 合 計			

【支出】

(単位：円)

費 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
消 耗 品 費			
燃 料 費			
印 刷 製 本 費			
光 熱 水 費			
通 信 運 搬 費			
手 数 料			
使用料及び賃借料			
補助対象経費計			
そ の 他			
繰 越 金			
総 合 計			

※注 収支合計額は一致するように記入して下さい。

(単位：円)

補助対象経費計 A	$A \times 1 / 10$ B (1,000円未満の端数を切捨てた額)	補助限度額 C	補助精算額 (BとCを比較して少ない方の額)
		70,000	

団 体 名

代 表 者 氏 名